

# 行政文書管理の深層問題

小島博之（駿河台学大学文化情報学研究所特別研究員）

## はじめに

日本の自治体は、多くの行政文書管理上の問題を抱えていると指摘されている。要りそうもない文書が書庫だけでなく事務室にも溢れ、その結果、必要な文書が探しにくく、探せたとしても時間がかかり過ぎる、不要文書の氾濫で執務室が狭隘になり執務環境の悪化を招いているなどの問題指摘である。

しかし、このような目に見える問題の深層に、これまで職員自身も気づいてこなかった問題が潜んでいる。

本稿では、その深層的な問題点を抽出し、考察を加える。それは、こうした深層的な問題点に気づくことで、現行の行政文書管理の根本の問題点が明らかになり、そこに最適な改善策を講じることができると考えられるからである。

## 1 ペーパーレス時代の不祥事

### (1) 紙が溢れる ICT (Information and Communication Technology) オフィス

昨年後半から今年にかけてウィニーによる情報流出が大きく報道された。その漏えい主体のなかに、警察等、情報が厳格に管理されているべき官公署が含まれていたことに多くの国民は驚いた。これは、ICT 時代における電子情報の管理に対する信頼性を傷つけることになった。その結果、一般の人々は ICT 時代の危うさを痛感したに違いない。

しかしながら、悩ましいのは電子文書だけではない。じつは、2005 年度一年間に発生した漏えい事件の約半数は、紙媒体の文書によるものと報告されている。

これは、NPO 日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA) が毎年行っている調査によって明らかになった事実である<sup>1</sup>。

それによると、個人情報漏えいの経路別件数は、「紙媒体経由」が最も多く、全体の 49.9% を占め、次いで「PC 本体」16.8%、「FD 等可搬記録媒体」15.7% と続く。この調査は、2002 年度から行われているが、漏えい経路のトップは、つねに「紙媒体経由」であり、しかもその割合は年々増大し、2005 年度は約半数を「紙媒体経由」が占めるに至った<sup>2</sup>。

かつて「ペーパーレス時代になるので、紙文書はなくなり、紙文書の管理

は必要なくなる」という素朴な「期待」があった。

しかし、その「期待」は全くの幻想・誤解であることが明らかになった。ICT化オフィスに、紙が溢れているのである。しかも、その溢れる紙文書が、職員個人の「自己流整理法」に委ねられたままであり、その結果、毎年度、数多くの情報漏えい事件を発生させている。

情報漏えい事件における「紙媒体経由」の割合が毎年度増加している背景には、急激なICT化の進行が関わっているとも考えられる。

現行のICT化が、利便性を追求するあまりに、「ペーパー管理レス」の弛緩した意識の誘因になっているとしたら、これは由々しい事態である。

## (2) 行政文書管理に係る保険制度の不存在

平成11年に京都府の宇治市で全住民の住民票データ22万人分が流出してネットで販売されそうになったという事件があった。これに対して、3人の住民が国家賠償請求訴訟を起し最高裁まで行って判決が確定している。認められた損害賠償額は4万5千円、一人当たり1万5千円である（慰謝料が1万円、弁護士費用が5千円）。

仮に流出したデータの22万人全員が原告になっていたら、賠償額は33億円に上る。このケースはともかく、今後、同様な個人情報漏えい事件が起こった場合に、弁護士がリーダーシップをとって集団訴訟により損害賠償を求め、全住民が原告となるという事態も想定できるのである<sup>3</sup>。

この宇治市の事件では、電子情報が「可搬記録媒体」MOによって持ち出されたケースであるが、紙媒体文書によって流出した場合にも同様な事態が発生する。

このようにして、行政文書管理の不祥事が民事的に責任を追及された場合には、その過大な補償金額が自治体を財政再建団体に追い込むおそれがある。

しかし、そのような場合を想定した行政文書管理に関する保険の制度など存在しないのである。従って、不祥事に対しては適切な防止策を講じなくてはならない。

情報漏えいの不祥事の原因は多様である。従って、その防止策も、行政文書管理だけでなく施設管理や人事管理も関わることになる。だからこそ、いま行政文書管理そのものの現状に問題がある以上、それを改善しておくことが早急に求められるのである。

さらに、このような不祥事への対応といった防御的な必要からだけではなく、地方分権時代に対応するための情報共有・活用という目的志向的な必要からも、現行の行政文書管理は改善されなければならない。

### (3) 「日々の行政文書管理」の救済

本稿では、ICT 化時代になってますます必要となった「行政文書管理の改善」について述べる。職員一人に1台のパソコン配備をもってICT化が推進されたが、その結果、オフィスに紙文書が溢れ、その未整理状態が電子文書も含めた文書全体の管理を弛緩させている要因となっていることを見落としはならない。そのような状態から誘発された不祥事例は、数多く存在すると推測されるからである。

文書の検索性が落ち、日々の文書事務の効率が低下するだけではない。このままでは、大量の情報が役場内部・市役所内部で活用されないまま死蔵していく。

さらに恐れるのは、そのように死蔵されている文書の廃棄とともに、そのなかに埋もれているアーカイブズとなり得る学術的・文化的・歴史的な価値のある文書も処分される可能性があることである。

こうした事態を救済するには、行政の職員が喜んで納得をすることができ、文書事務の効率化・省力化を促進させるように「日々の行政文書管理」を改善することが求められる。また、アーカイブズとなり得る文書を評価選別できる体制の確立も視野に入れるべきである。

そのためにもまず、日本の自治体の行政文書管理の現状をしっかりと認識する必要がある。そこからあるべき行政文書管理のかたちが見えてくるはずである。

## 2 条例の順守

増え続ける紙文書情報・ますます増大する電子文書情報。これに対して、地方自治体の主人公たる住民は、それをどのように扱うよう求めているのだろうか。

二つの条例がある。情報公開条例と個人情報保護条例である。前者の情報公開条例は、昭和57年山形県金山町で制定されたのが最初で、現在では全国のほぼすべての自治体で制定されるに至っている。後者の個人情報保護条例は、昭和59年福岡県春日市で制定されたのが最初で、これも現在では全国ほぼすべての自治体で制定されるに至っている。

両者共に行政文書管理そのものに対する法規範ではないが、文書が流通させる情報を行政はどのように扱うべきか、それを住民が求めて住民議会で定めた規範である。

従って、現行の行政文書管理システムは、この規範を順守する必要があるはずだが、その実態は、きわめて疑わしいと考えられる。

## (1) 情報公開条例

まず、情報公開条例についてみる。ここで問題となるのは、「情報公開目録」である。

### 情報公開目録の作成

自治体の情報公開条例では、国の情報公開法第 23 条に対応する規定を設けている。すなわち、開示請求をしようとするものに対する情報の提供等に関する次のような規定である。「行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする」。

国の場合に、総務省は、この「適切な措置」例として、情報公開目録機能を有するモデル「行政文書ファイル管理簿」を示し、詳細な登載項目を例示した。自治体の情報公開条例においても、これと整合性を取り、開示資料として情報公開目録を調整している。

### 情報公開対象文書の範囲を順守

この情報公開目録に登載すべき情報は、その情報公開条例の規定にあるように「行政文書の特定に資する情報」である。従って、その情報は、条例の最初に定義された「行政文書(ないし公文書)」をカバーしていなければならない。

この「行政文書(ないし公文書)」の定義は、情報公開法第 2 条も、また、ほとんどすべての条例も、次のように定めている。「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を言う。以下同じ。)であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう」。

この「行政文書」の定義から、次のことがいえる<sup>4</sup>。

- a 決裁、供覧という事案処理手続きを要件とせずに、行政機関の職員が組織的に用いるものであれば、広く対象に含めているということ。
- b 情報がいかなる記録媒体に保存されているかを問わないということ。

### 手許にある文書も目録登載対象文書

以上のことから、情報公開の対象となる「行政文書」は、事案の処理手続きを問わないのであるから、まだ決裁・供覧の手続きを完了していない進行中の未完結文書も対象とされるのである。

ということは、未完結文書であっても、情報公開目録には登載しなければならないということである。

また記録媒体の種別を問わないのであるから紙媒体文書だけでなく、フロッピーディスク・ハードディスク・CD・MO・磁気テープ等の電磁的記録媒体の電子文書も、当然に目録登載対象文書になる。

ところが、ほとんどの自治体では、これらの文書は情報公開目録には登載されていない。

その原因は明らかである。進行中の未完結文書も電子文書も、担当者の自己手元保有となって私物化されているためである。それは、現行の行政文書管理システムが、これら未完結文書と電子文書を、その管理の対象としていないからであり、それらの大量の文書群は到底情報公開目録には登載できない訳である。これは条例違反の事態である。

ここで誤りなく述べなければならない。このような情報公開条例違反の事態は、文書を自己手元保有している職員に原因があるのではなく、そのような自己手元保有に個々の職員を追いやっている現行の行政文書管理システムに原因があるということである。

## (2) 個人情報保護条例

次に、個人情報保護条例についてみる。ここでは二つの点で条例違反のおそれがある。一つは「個人情報の安全確保」違反、もう一つは「個人情報の保有の制限」違反である。

### 安全確保の措置

自治体の個人情報保護条例では、国の個人情報保護法第6条に対応する規定を設けているはずである。すなわち、保有個人情報の安全確保の措置について、「行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」。そして、総務省は、保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる際の詳細を、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」で定めている。自治体においても、これと整合性を取った規定をもっているものと考えられる。

では、自治体の実態はどうだろうか。「個人情報の適切な管理のために必要な措置」は取られているのだろうか。

駿河台大学文化情報学研究所は、2006年10～11月、全国計1,889の都道府県と市町村とを対象に「行政文書管理アンケート」を行った。

その調査の結果、職員が机の上に文書を放置したまま退庁している自治体が60%にも上った<sup>5</sup>。

こうした文書の中に、個人情報は含まれていることが懸念される。

多くの自治体で問題なのは、このような退庁時の机上への文書放置が、たまたま発生した一時的な現象ではなく、常時見られる習慣的な現象だということである。文書の机上放置が、いわば生活習慣となっている。

しかし、これも、退庁時そのように机上に放置せざるを得ない現行の行政文書管理システムにこそ問題があると言わなければならない。

現行の行政文書管理システムが未完結文書を行政文書管理の対象としていない以上、大量の未完結文書は担当者の自己手元保有にならざるを得ず、その結果、自己の執務機の引き出しが満杯になれば、机上に積み上げて夜間は放置せざるを得ないからである。

#### 保有の制限期間

自治体の個人情報保護条例では、国の個人情報保護法第3条2項の規定に対応して、次のような規程を設けているはずである。

行政機関は「特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」。

これは、保存期間を過ぎた個人情報は廃棄することを求めている。書庫等の管理システムが機能していればよい。しかし、実態はどうであろうか。

先の駿河台大学文化情報学研究所の調査によれば、そもそも書庫への引継ぎを各原課任せにしているところが4割近くに上っている。そして、書庫内の棚を各原課別に区分しているところが約6割に達している。

文書のライフサイクルの全体を管理する行政文書管理システムであれば、ライフサイクルの最終段階たる書庫はもっとも厳格に管理されなければならない。文書のライフが、その書庫という場で最終段階を迎えることになるからである。ならば、それは文書主管課が責任をもって管理しなければならないステージのはずである。ところが、実際には、多くの自治体では、書庫は各原課の取扱いに委ねられている。

個人情報の保有が適切に制限されているか疑わしい現状を推測させる。個人情報保護条例違反に限りなく近い状態が、書庫管理システムにおいても見られる。このままだと、この問題が顕在化する時が必ず来る。

### (3) 条例に違反せざるを得ない行政文書管理システム

このように条例が定める規範を順守できない原因は、繰り返し述べたように、職員個人の不適切な文書取扱いにあるのではなく、職員個人を不適切な文書取扱いに追い込んでしまう現行の行政文書管理システムにある。

なぜなら現行の行政文書管理システムは、未完結文書も電子文書もその管理の対象としていないからである。

従って、それら大量の未完結文書群・電子文書群は、職員個人の自己手元保管にならざるを得ない。もちろん、それらの大量の文書群ははじめから情報公開目録項目から除外されている。

また、書庫管理システムまでを組み込んだ行政文書管理になっていないために、書庫は実際「物置同然」の状態ではないだろうか。

「見せたくない、見て欲しくない」書庫なのである。各原課まかせの書庫は、数度人事異動があれば、もはや所在確認不能の状態に陥る。

すでに承知のように、現行の行政文書管理システムの問題は、「行政文書管理の対象範囲」の問題にあるということが出来る。

- ・ 完結文書のみを対象範囲として未完結文書を放任してきた。
- ・ 電子媒体文書を管理の対象範囲に入れず、担当者まかせにしてきた。
- ・ 保存文書こそ文書のライフサイクルの最終段階であるにもかかわらず、保存文書をしっかりと行政文書管理の対象範囲に入れて書庫で管理してこなかった。

条例によって示された住民からの規範に応えるためには、まず、このような「行政文書管理の対象範囲」を改善しなければならない。

その改善策を述べる前に、従来の行政文書管理システムによってこれまで浸透してきた行政文書管理に対する誤解について、その深層的な問題を解明しておく必要がある。

## 3 行政文書管理に対する誤解及び軽視

周知のとおり、行政には、「事案の処理は文書による」という文書主義の原則がある。また、「行政事務は、文書に始まり、文書に終わる」とも言われる。

このように行政と文書とは不離一体の関係にあるにもかかわらず、多くの職員は文書及び行政文書管理を誤解し、その結果、行政文書管理を軽視しているようである。また、文書の主管課においても、電子文書に関していささかの誤解がみられる。職員や文書主管課の誤解を整理しその深層的な問題を解明した

い。

(1) 「文書の私物化」に起因する誤解

文書を机の周りに放置して退庁しても、文句のでない風土

だれも文句を言わないのが、現行の行政文書管理システム下の日常である。正確には文句を言えないのである。未完結文書については、担当者の自己手元保管を強いてきたのが、現行の行政文書管理システムだからである。机の引き出しが一杯になれば、机の上や下など周りに放置して退庁せざるを得ない。

たしかに職員服務規程には「退庁するときは、自己の取り扱いに係る物品、文書等を整理しておかなければならない」と規定されている。

しかし、システムが強いる「生活習慣」は、そのような規定順守の意識を鈍磨させている。全員が行っていけば、気にならなくなるのである。

しかし、怖いのは、このような「生活習慣病」的行政文書管理が長く続いたことによって、文書に対する私物化容認意識が深く根付いてしまうことなのである。

「文書は行政のもの、文書の管理は行政の裁量行為」の時代錯誤

このような「文書は行政のもの」という意識こそ、文書に対する私物化容認意識の極まった境地である。

しかし、今日、情報公開は自治体の標準装備となっている。情報は行政と住民との共有財産であるとの基本理念に支えられている。

そもそも行政は住民から信託を受けて仕事をしているのである。保有する情報は、究極的には住民の財産である<sup>6</sup>。

従って、「文書は行政のものだ」というのは、明らかな誤解である。ここまでの根深い私物化意識の払拭を、今の時代は一人一人の職員に求めている。

「文書を机の周りに置けば、速やかに検索」の誤算

これは、先ほどの誤解とは違って、机の上下周辺での文書保管に、積極的にメリットを感じているものである。すなわち、机の周りに置いたほうが、検索性が良い、というのである。しかし、それは適切な方法とは言い難い。

廣田傳一郎が関わった総務庁（現総務省）の委託を受けての「国の行政機関における行政文書管理の実態調査」によれば、机の周りに積み重ねて



ある文書がどれぐらいの所要時間で検索されるかとの質問に対して、3分以上かかると答えた職員が78.2%いた<sup>7</sup>。

また、先の駿河台大学文化情報学研究所の調査でも、机の上に文書を放置して退庁している自治体ほど、自身の担当している文書の検索性は低下している。文書を個人の机の周りから離して、キャビネット等で共有管理すると、30秒未満で取り出せるというのが、先進自治体の実績である。

机の周りに文書を置いて文書の手元保管を許すと、即座に検索できるかという点、必ずしもそうではなく、逆に時間を要するという調査結果となった。

そのように、机の周りに置いた文書について、担当者本人でさえも決して検索性は高くないという調査結果から推測すると、担当者以外の職員にとって、検索はきわめて困難と考えるべきである。

先の駿河台大学文化情報学研究所の調査によれば、机の上に文書を放置して退庁している自治体ほど、担当者以外の職員による検索性は低下している。

このように、担当者以外の職員による検索を意識しないところにこそ、大きな問題がある。情報を自分で抱え込んでしまう。これは「文書は行政のものだ」という誤解とは少し質の違った私物化意識の表れである。

情報を独り占めし、取り込むことで、権威が確保でき、さらに居心地が良くなる。そういう心理に支えられた私物化容認意識とも受け取れる。

そこでは、仕事の目線は、住民に向けられているのでは勿論なく、また、課全体の仕事のレベルアップに向けられているのでもない。現行の行政文書管理システムが長い間に醸成してきた根深い私物化容認意識である。

この根深い文書私物化容認意識こそが、行政文書管理の根本問題なのである。このような私物化容認意識からの開放が、住民のためにも、課の仕事遂行のためにも、切に求められるのである。

## (2) 行政文書管理の目的を軽んじる職員の誤解

「文書は、所詮、紙である」の誤認

「文書は、所詮、紙」という文書を軽んじる誤解は、以前から職員のなかにみられたが、昨今、この意識はICT化によるペーパー使用量の増大によってますます広がっているように思える。とりあえずなんでもプリントアウトするという習慣が、紙文書に対する管理意識を鈍感にさせていると理解することもできる。

そもそも文書とは、情報を登載した媒体のことである。だから、行政文

書管理とは情報管理なのである。

従って、紙という媒体を軽んじて、その媒体の上に登載されている情報をも軽んじてしまうようなことがあってはならない。

「行政文書管理は、所詮、紙のお片付け」の勘違い

文書は、所詮、紙であり、だから、行政文書管理は紙のお片づけであり、特段専門的な知識も要しないので、行政文書管理は仕事とはいえない、という声は、水面下ではけっこう聞かれる。「旧来のファイリング」が、「ファイリングとは捨テリングだ」などと称し、もっぱら紙文書を捨てることに重点を置いていたことにも遠因があるかもしれない。

しかし、このような誤解は、深層的には、行政文書管理に目的があることに気づかないところから発していると考えられる。

例えば、発生する文書をただ発生した順に綴っておくのか、それとも、ジャンル別にまとめたり、ポイントをピックアップして管理台帳を作ったり、あるいは、要約して一覧表を作成したりするのか　こういう情報加工の知恵の違いが、仕事の質を決めるはずである。

情報の活用性を高めるために、情報を加工する。これも行政文書管理である。

紙を軽んじながら、仕事全体の質を低下させてはいないか。行政文書管理は、本来、情報を活用して「良い仕事を目指す」という目的をもっている。「紙のお片づけ」という誤解は、そのような情報活用の目的を知らないことに起因する誤解から生じているということができる。

### (3) 行政文書管理の目的を軽んじる文書主管課の誤解

「行政文書管理の対象は、紙文書であり、電子文書を含まない。」

文書主管課の事務分掌内容にもよるが、一部の文書主管課には、このように思い込んでいるところもある。確かに総務課は紙文書を管理し、企画・情報部門が電子文書を管理するところが多い。

しかし、行政文書管理の対象となる文書は、情報を登載したあらゆる媒体であるから 紙媒体文書も電子媒体文書ともに行政文書管理の対象となる。

このことをなぜ強調するかといえば、現行の行政文書管理システムが、紙媒体文書と電子媒体文書とを統一的・一元的に共有し活用しようとしていないからである。「紙は紙、電子は電子」と、最初から別のものとして扱っている様子が窺える。

情報の価値そのものは、媒体の種別によって、変わらないはずである。そ

の情報を、媒体の種別を超えて検索し活用できる一元的管理システムをこそ目指すべきなのであるが、現行の行政文書管理はその方向を向いていない。

媒体の種別が異なるからという理由で、紙文書と電子文書とを分けて考えているために、情報の活用性が著しく低下している。このような分ける考え方は、情報活用という行政文書管理の目的意識が希薄なところから出てきた誤解である。

「行政文書管理の対象は、紙文書であり、電子文書を含まない」という誤解をなくし、電子文書と紙文書との統合的な活用に道を開くべきである。その役目が、文書主管課にある。

#### (4) 誤解の深層

このように、従来の行政文書管理システムに起因する誤解を見た。ここには、「文書私物化容認意識」に起因する誤解があり、また、「行政文書管理の目的に気づかない」職員や文書主管課の誤解がある。

引き続き、現行の行政文書管理システムがもつ問題を見ていきたい。

## 4 現行の行政文書管理システムの問題

### (1) 三つの問題

以上、現行の行政文書管理システムのもとでどのような事態が発生しているか、見てきた。まず、条例違反にもなりかねない現実を見た。次に、職員や文書主管課に見られる、行政文書管理に対する誤解について考えた。

これらのことから、ここには、大きく、次の三つの問題があることがわかる。

行政文書管理の対象範囲が狭い  
文書の私物化を容認している  
行政文書管理の目的を軽視している

この三点である。

行政文書管理の対象範囲が狭い  
行政文書管理の対象範囲が狭すぎることから、条例違反の事態を招いている。

現行の行政文書管理は、対象を完結文書に限定する。そのために、情報公開目録から未完結文書が除かれている。また、媒体が異なる電子文書も

対象にしていなかったため、これも公開目録に入っていない。

また、未完結文書を行政文書管理の対象としないことによって、未完結文書は担当者の自己手元保管とされている。そのことによって文書を退庁時機の下りに放置する「生活習慣」が形成され、個人情報保護条例違反の事態を招いている。

#### 文書の私物化を容認している

3の(1)で述べたことの帰結として、文書を自己手元保管しつつ私物化する意識が職員間で容認されている。それは、自己の担当する文書の検索も低下させるだけでなく、担当者以外の職員による文書の検索を極めて困難にしている。

住民との情報共有以前に、課の中での情報共有も困難な「抱え込み」が容認されている。その意識は長い間に醸成されてきたものであって、行政文書管理の根本問題である。

#### 行政文書管理の目的を軽視している

行政文書管理は情報管理であることが理解されていない。その情報管理とは情報をただ集積するだけでなく、活用して行政意思決定を最適に導くためのものである。その目的意識が、従来の行政文書管理システムには皆無ではなかったか。そうであるが故に、「文書とは紙であり、行政文書管理とは紙のお片づけ」という誤解・軽視が生じたと考えられる。

### (2) 相互に絡み合っている三つの問題

これら三つの問題は相互に絡み合っている。

すでに述べたように、行政文書管理の対象から未完結文書を外すことによって、未完結文書は担当者の自己手元保有にならざるを得ない。文書私物化は、この執務機の場合で長い間容認されてきた。

この文書私物化からは、情報を共有するという目的意識は育たない。担当者個人が情報を抱え込み、そのことによって自己の権威を保つという歪んだ意識さえ生み出した。

この状態で ICT 化が推進されても、電子情報は目に見えないからますます担当者が抱え込むことになり、文書私物化意識は ICT 化によってますます増幅させられた。そして、意識においてはすでに電子文書は文書の管理対象範囲から除外されているのである。

こうした悪循環を断ち切らなければならない。

## おわりに

本稿では、まず行政文書を巡る不祥事からその表層的な問題点を明らかにした。また、自治推進制度の中から情報公開条例と個人情報保護条例とを取り上げて、両条例の車の両輪ともいえる行政文書管理に条例違反という重大な問題があることも明らかにした。

そして、これら表層的な問題点が、行政文書管理に対する誤解及び軽視に起因していると考え、そこに潜んでいる行政文書管理における三つの深層的問題点を抽出した。

この深層的な問題点こそが、行政文書管理の根本の問題点であり、その気付きなくして最適な改善策を講じる道が拓かれることはないと考える。

現行の行政文書管理システムがもつこれらの問題を克服し、真に職員に喜ばれる高品質の行政文書管理システムとはどのようなものなのかが問われている。今後の課題として、継続的な取り組みが必要である。

## 注・引用文献

- 
- <sup>1</sup> 「2005年度 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」2006年7月31日
  - <sup>2</sup> 「紙媒体経由」件数は、03年度：14%、04年度：45.9%、05年度：49.9%と増加している。
  - <sup>3</sup> 平成14年に発生した東京ビューティセンター事件では、弁護士がインターネットで原告を募集して訴訟を起こそうと呼びかけた。  
藤谷護人 「情報セキュリティと個人情報」市町村アカデミー監修 『情報公開と個人情報保護』、ぎょうせい、2005、p. 174.
  - <sup>4</sup> 宇賀克也 『新・情報公開の逐条解説 [第3版]』、有斐閣、2006、p. 28 - 36.
  - <sup>5</sup> 駿河台大学文化情報学研究所は、1998年開設以来、行政文書管理を研究テーマの一つとしてきたが、2006年3月末で「平成の大合併」が一段落したのを機会に、全国の自治体1,889団体を対象に、行政文書管理の実態調査を行った。行政文書管理業務担当部課に対してアンケート調査を実施したもので、663団体から回答を得た。回収率は35%である。
  - <sup>6</sup> 木佐茂男・田中孝男編著 『自治体法務入門 第3版』、ぎょうせい、2006、p. 139.
  - <sup>7</sup> 廣田傳一郎 「このままでよいのか、文書管理 ~改善しなければ、条例違反になる~」『自治大阪』56 (6)、大阪府市町村振興協会、2005、p15.